

## 堺市障害者（児）日常生活用具給付事業における給付品目の追加

### ◎ 人工内耳体外機について（追加）

#### 1. 予算要求内容

18 歳未満の児童を対象に「人工内耳体外機（医療保険適用外の人工内耳体外機に限る。）」を日常生活用具の給付品目に追加する。

#### 2. 背景

- ・補聴器の装用効果のない重度の聴覚障害者の方が「人工内耳」を装用し聴力を獲得している。
- ・「人工内耳体外機」は精密機器であるが故に性能が日々、進歩しており、「騒がしい中でも聞き易くなる」、「音感を捉え易くなる」等、機能が向上している。
- ・児童にとって、「言語の獲得」や「騒がしい中での授業の受講」に関して、新しい機種を使用することに大きなメリットがある。
- ・「人工内耳インプラント」の埋込手術やそれに伴う「人工内耳体外機」は医療保険の適用となるが、施術後は、より機能が進化した新機種への買い換えを希望しても、使用している機器が破損し修理不能と判断されない限り医療保険の対象とならず、高額な買い換えを自己負担で行わなければならない。

#### 3. 予算要求額

給付台数：6 台

基準額：200,000 円

要求額：6 台×200,000 円＝1,200,000 円